

EPAの原産地手続きにおいて使用する HSコードの留意点

日本貿易振興機構（ジェトロ）

海外ビジネスサポートセンター 貿易投資相談課
EPAアドバイザー 中村 貴彦

2025年9月17日

海外ビジネスサポートセンター 貿易投資相談課

中村 貴彦

なかむら たかひこ

講師略歴

2021年6月に貿易投資相談アドバイザーとしてジェトロに入構し、主に経済連携協定を担当。EPAアドバイザーとして問い合わせに多数対応している。

本日の講演内容

- I. 輸出地税関と輸入地税関のHS解釈違いに関して
- II. 各協定毎に対応しているHSのVersion
- III. 各国のHSコード桁数について (統計細分)
- IV. セット品の考え方
- V. 部品点数が多い場合の考え方

1 | 輸出地税関と輸入地税関のHS解釈違いに関して

Q.

日本から中国へ機械部品の輸出を検討しています。
RCEP利用を考えているのですが、輸出品のHSコードが日本だとHS3926.90、中国だとHS7326.90です。

申請に際して、どちらのHSコードを利用すれば良いのでしょうか。
日中異なるHSコードで申請して問題ないのでしょうか。

1 | 輸出地税関と輸入地税関のHS解釈違いに関して

Q.

日本から中国へ機械部品の輸出を検討しています。
RCEP利用を考えているのですが、輸出品のHSコードが日本だとHS3926.90、中国だとHS7326.90です。

申請に際して、どちらのHSコードを利用すれば良いのでしょうか。
日中異なるHSコードで申請して問題ないのでしょうか。

A.

貿易対象品目に付される「HSコード」は、「商品の名称及び分類についての統一システム（Harmonized Commodity Description and Coding System）に関する国際条約（HS条約）」に基づいて定められたコード番号で、素材、形状、用途等によって分類され、6桁の数字で表されます。EPAでは、HSコードを基に「EPA税率」、「関税撤廃スケジュール」、「品目別の原産地規則（品目別規則）」が規定されています。

特定原産地証明書の発給申請手続を行う際の輸出製品のHSコードの特定は、輸入国税関の判断が優先しますので、中国税関の判断がHSコード7326.90であるならば、当該HSコードで申請手続を行います。

ただし、HSコード3926.90→"その他のプラスチック製品"、HSコード7326.90→"その他の鉄鋼製品"と、品目分類が大きく異なりますので、必要に応じて、中国税関に事前教示制度を利用して、品目分類を確認されては如何でしょうか。"EPA 相手国の事前教示制度"を纏めた税関サイトをご案内しますので、ご活用ください。

https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/EPA_aitekokujiizenkyouzi.pdf

2 | 各協定毎に対応しているHSのVersion

Q.
日本からインドへ日本・インド包括的経済連携協定を利用して、プレス機械本体、部品を輸出しております。日本・インド包括的経済連携協定で利用するHSコードは2007年度版のもので、最新のHSコードと違うものがございます。
例えば、プレス機械本体の2007年度版のHSコードは8462.10ですが、最新版は8462.19です。原産地証明書は2007年度版の8462.10で作成しますので、輸出先のインド企業担当者からHSコードを最新版の8462.19に変更してください、と言われる場合が多々あり、説明してもわかっていただけない事が多いです。

- ・ 輸出先のインド企業への対応方法をご教示願います。
- ・ 他の日本企業はどの様に対応されているのでしょうか。

2 | 各協定毎に対応しているHSのVersion

Q.

日本からインドへ日本・インド包括的経済連携協定を利用して、プレス機械本体、部品を輸出しております。日本・インド包括的経済連携協定で利用するHSコードは2007年度版のもので、最新のHSコードと違うものがございます。

例えば、プレス機械本体の2007年度版のHSコードは8462.10ですが、最新版は8462.19です。

原産地証明書は2007年度版の8462.10で作成しますので、輸出先のインド企業担当者からHSコードを最新版の8462.19に変更してください、と言われる場合が多々あり、説明してもわかっていただけない事が多いです。

- ・ 輸出先のインド企業への対応方法をご教示願います。
- ・ 他の日本企業はどの様に対応されているのでしょうか。

A.

各協定毎に対応しているHSコードの発効年度(Version)があります。

日インド包括的経済連携協定(JICEPA)においては、協定文の定める関税の撤廃に関する表(Elimination of Customs Duties)、及び品目別原産地規則(Product Specific Rules)がHS2007年版に準拠して規定されていること、ご理解の通りです。

協定文(英語版)の当該箇所を下記に引用します。

(Annex 1 Referred to in Chapter 2 "Schedules in relation to Article 19")

"Part 1 General Notesの"3."の規定(下記に引用します)を参照ください。

「3. This Annex is made based on the Harmonized System, as amended on January 1, 2007.」

(Annex 2 Referred to in Chapter 3 "Product Specific Rules")

Part 1 General Notesの"(d)"の規定(下記に引用します)を参照ください。

「(d) this Annex is based on the Harmonized System as amended on January 1, 2007.」

上記を受け、日本商工会議所にて発給されるJICEPAの特定原産地証明書には、HS2007版に準拠して製品のHSコードが表記されます。

JICEPAに限らずEPAの準拠するHSコードのバージョンに関して、同様にご相談を頂くことがあり、上記の内容に基づいて輸入者様に説明頂き、ご理解を頂いております。

2 | 補足資料 EPAの準拠するHSバージョンの変更

1. HS2002版 ⇒ HS2017 版

- ・日タイ経済連携協定 (2022年1月1日 改訂)

this Annex is based on the Harmonized System as amended on 1 January 2017(hereinafter referred to in this Annex as "HS2017")

(JTEPA Text Annex 2 "Product Specific Rules")

- ・日ASEAN包括的経済連携協定 (2023年1月1日 改訂)

2. This Annex is based on the Harmonized System as amended on 1 January 2017.

- ・日インドネシア経済連携協定 (2024年2月5日 改訂)

(f) this Annex is based on the Harmonized System as amended on January 1, 2017 (hereinafter referred to in this Annex as "HS2017");

2. HS2012 版 ⇒ HS2022版 (2023年1月1日 改訂)

- ・地域的な包括的経済連携協定

This transposed Product-Specific Rules (PSR) in HS 2022 has been adopted by the RCEP Joint Committee on 30 June 2022 in accordance with Article 3.34 of the RCEP Agreement, and will be implemented by the Parties from 1 January 2023.

(RCEP Text Annex 3A "Product-Specific Rules")

3 | 各国のHSコード桁数について (統計細分)

Q.
インド向け輸出につきまして質問ですが、HSコードの桁数につきまして、商工会議所から発行されるIJ CEPAのHSコード桁数は6桁のみとなっておりますがインド客先より8桁のHSコードが必要と言われております。
HSコードの桁数は国によって異なるということでしょうか。
下記が利用しようとしているHSコードです。
IJ CEPA登録HSコード：4810.99
インドからの要望HSコード：4810.9900
商工会議所下2桁の00を記載できないのですが対応方法ございますでしょうか。

3 | 各国のHSコード桁数について (統計細分)

Q.
インド向け輸出につきまして質問ですが、HSコードの桁数につきまして、商工会議所から発行されるIJ CEPAのHSコード桁数は6桁のみとなっておりますがインド客先より8桁のHSコードが必要と言われております。
HSコードの桁数は国によって異なるということでしょうか。
下記が利用しようとしているHSコードです。
IJ CEPA登録HSコード：4810.99
インドからの要望HSコード：4810.9900
商工会議所下2桁の00を記載できないのですが対応方法ございますでしょうか。

A.
「HSコード」は、「商品の名称及び分類についての統一システム (HS条約)」に基づいて定められた6桁のコード番号です。これを受け、EPA特定原産地証明書には商品が分類される6ケタの番号が表記されます。

HSコード6桁目より後の番号については、各国が国内法に基づいて統計細分等の番号を設定することができます。

日インド包括的経済連携協定(JICEPA)では協定文 附属書三 運用上の証明手続きに関する原産地証明書の作成要領にHSコード表示(6ケタ)に関する記載があります。

“The tariff classification numbers of the Harmonized System (HS), as amended January 1, 2007, should be indicated on a certificate of origin at the six-digit level”
Certificate of Origin、Rule 1 Document(b)、Implementing Procedures referred to in Section 11 of Annex 3

4 | セット品の考え方

Q.

セット品のEPA適用について、品目数としては1つなのですが、複数品で構成されたセット品のFTA適用について、FTA適用可否と、可能である場合の適用方法についてご教示いただきたく存じます。通常はセット品の代表部品？のHSNコードをセット品全体ののHSNコードとして採用~納入されているかと存じます。

適用可能である場合は下記2パターンのいずれか、もしくはまた別の申請方法となりますでしょうか？

- (1) セット品としてのHSNコードをその輸出産品のHSNコードとして、CTC、及びVAの資料を準備
- (2) セット品の部品1個1個に対してそれぞれCTC、及びVAの資料を準備

4 | セット品の考え方

Q.

セット品のEPA適用について、品目数としては1つなのですが、複数品で構成されたセット品のFTA適用について、FTA適用可否と、可能である場合の適用方法についてご教示いただきたく存じます。通常はセット品の代表部品？のHSNコードをセット品全体ののHSNコードとして採用~納入されているかと存じます。

適用可能である場合は下記2パターンのいずれか、もしくはまた別の申請方法となりますでしょうか？

- (1) セット品としてのHSNコードをその輸出製品のHSNコードとして、CTC、及びVAの資料を準備
- (2) セット品の部品1個1個に対してそれぞれCTC、及びVAの資料を準備

A.

輸出製品が複数品で構成されたセット品である場合、その統計品目番号の特定は“輸出統計品目表の解釈に関する通則”の第3項に従い判断されます。

南米3か国（メキシコ、チリ、ペルー）、TPP11、日欧、日英、及び日スイス協定においては、セット品に関する原産地規則の規定があり、これに照らし製品の原産性を証明します。

例)

TPP11ではセット品に対応するHSコードによって規定されるPSR(品目別規則)に従って判断
日EU・EPAではセットを構成する製品すべてが原産地規則を満たす場合にのみ、原産品と認める

他のEPAではセット品に適用する原産地規則の規定はなく、その場合、過去の事例から当該のセット品（部品ごとに価格がつけられ販売されるわけではなく、セットとしてまとめて販売される場合）の原産性の判断には、各構成部品について、それぞれ別々に、原産性を日本商工会議所に立証することが求められています。

4 | 補足資料

輸出統計品目表の解釈に関する通則

3 2(b)の規定の適用により又は他の理由により物品が二以上の項に属するとみられる場合には、次に定めるところによりその所属を決定する。

(a) 最も特殊な限定をして記載をしている項が、これよりも一般的な記載をしている項に優先する。ただし、二以上の項のそれぞれが、混合し若しくは結合した物品に含まれる材料若しくは物質の一部のみ又は小売用のセットの構成要素の一部のみについて記載をしている場合には、これらの項のうち一の項が当該物品について一層完全な又は詳細な記載をしているとしても、これらの項は、当該物品について等しく特殊な限定をしているものとみなす。

(b) 混合物、異なる材料から成る物品、異なる構成要素で作られた物品及び小売用のセットにした物品であつて、(a)の規定により所属を決定することができないものは、この(b)の規定を適用することができる限り、当該物品に重要な特性を与えている材料又は構成要素から成るものとしてその所属を決定する。

(c) (a)及び(b)の規定により所属を決定することができない物品は、等しく考慮に値する項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。

5 | 部品点数が多い場合の考え方

Q.
日本から韓国へ、RCEPを利用して真空ラミネータ(HS8479-89)を輸出しております。韓国の企業から、RCEPの原産地証明書を求められましたが、当該品の部品数は約3万点あり、個々の部品に対してもHSコードを取得するのでしょうか。

5 | 部品点数が多い場合の考え方

Q.
日本から韓国へ、RCEPを利用して真空ラミネータ(HS8479-89)を輸出しております。韓国の企業から、RCEPの原産地証明書を求められましたが、当該品の部品数は約3万点あり、個々の部品に対してもHSコードを取得するのでしょうか。

A.
お問い合わせ内容から、製品の原産性を品目別規則の関税分類変更基準(CTCルール)に基づき立証する考えであると理解しました。当該製品に係るRCEPの原産地規則はCTCルールの“CTSH”が適用され、“製品の生産に使用する“非原産”の“部品・材料のHSコードが6ケタベースで変更されていること”となります。

- ・“部品・材料”とは最終製品を構成する1次材料であり、これらを対比表に記載し、規定のHSコードの変更が行われていることを明らかにします。“一次材料”とは最終製品の製造に直接使用される材料で、機器を生産するために他社から部品、及びその固まり(モジュール)を調達する場合には、これをひとつの部品(一次材料)とすることができます。
- ・また、最終製品の生産に使用する「材料・部品」の品目数が膨大で個別の管理が困難で、自社の別の工程で部分品を生産する場合においても、生産工程等の実態に合わせ、部品一点一点ではなく、ある程度の固まりとしての部分品として、管理することが可能です。

(経産省の資料の当該箇所(9ページ目の留意事項(3))を表示)

ご清聴ありがとうございました

日本貿易振興機構（ジェトロ）

海外ビジネスサポートセンター
貿易投資相談課

EPAアドバイザー 中村 貴彦

貿易投資相談窓口

輸出入や海外進出の実務のご相談に対して、経験豊富なアドバイザーがお答えします（無料）
米国関税措置に関するご相談も受け付けています。

お問い合わせはこちらまで
<https://www.jetro.go.jp/services/advice/>



■ ご注意

本日の講演内容、資料は情報提供を目的に作成したものです。主催機関および講師は資料作成にはできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、その正確性を保証するものではありません。本情報の採否はお客様のご判断で行ってください。また、万一不利益を被る事態が生じても主催機関及び講師は責任を負うことができませんのでご了承ください。